

令和7年度滋賀県日野町職員採用上級試験公告（令和8年4月1日採用）

令和7年度滋賀県日野町職員採用上級試験（保健師・社会福祉士・心理士）を次のとおり行います。

令和7年12月15日

日野町長 堀江和博

1 試験区分、採用予定人員および職務内容

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|-------|--------|---|
| 保健師 | 1人 | 保健・福祉に関する相談や各種保健事業・家庭訪問等の保健指導業務、一般行政に関する業務 |
| 社会福祉士 | 1人 | 生活保護やこども家庭福祉に関するケースワーク業務、障がい福祉・高齢者福祉制度等に関する業務など、主に福祉行政に関する業務、一般行政に関する業務 |
| 心理士 | 1人 | 児童等への心理判定業務や心理療法業務、療育手帳判定業務、障がいや精神保健福祉・乳幼児に関する相談業務、一般行政に関する業務 |

2 受験資格

（1）次に該当する者が受験できます。

・学歴を問いません。

| 区分 | 年齢要件 | 資格要件 |
|-------|------------------------------|---|
| 保健師 | 昭和60年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 | 保健師免許を有する者、または令和8年3月31日までに保健師免許取得見込みの者 |
| 社会福祉士 | 昭和60年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 | 社会福祉士免許を有する者、または令和8年3月31日までに社会福祉士免許取得見込みの者 |
| 心理士 | 昭和60年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 | 公認心理師資格または臨床心理士資格を有する者、または令和8年3月31日までに資格取得見込みの者 |

（2）次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 日野町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 試験日および試験場所

ア　試験日　　令和8年1月25日（日）　　試験開始時間 9:30

イ　場　所　　日野町防災センター（蒲生郡日野町河原一丁目1番地 役場庁舎隣り）

※受付時間は試験開始時間の30分前からです。試験開始10分前には着席をお願いします。

(2) 試験方法

| | |
|-----------------------------|---|
| 教養試験 (択一式) 9:30～11:30 | 時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題（20題） 文章理解、判断・数的推理および資料解釈に関する能力を問う問題（20題） 【40題・2時間】 |
|-----------------------------|---|

| | |
|---------------------------------|--|
| 職場適応性検査 (択一式) 11:40～12:00 | 公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる 【150題・20分】 |
|---------------------------------|--|

4 第1次試験の結果発表方法

令和8年1月下旬に受験者全員に通知するほか、日野町役場前の掲示板およびホームページに受験番号で発表します。

5 第2次試験

(1) 試験日および試験場所

ア　試験日　　令和8年2月13日（金）　　試験開始時間 9:00

イ　場　所　　日野町役場401・402会議室（日野町役場4階）

※受付時間は試験開始時間の30分前からです。試験開始10分前には着席をお願いします。

(2) 試験方法

口述試験（集団討論・個人面接）

人物や職務経験について面接等による試験を行います。

※受験人数により、集団討論を取りやめる場合があります。

6 合格者発表方法

第1次試験および第2次試験の結果に基づいて合否を決定します。合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。令和8年2月中旬に第2次試験受験者全員に通知するほか、日野町役場前の掲示板およびホームページに受験番号で発表します。

7 採用に関するこ

合格者は、令和8年4月1日付で採用する予定です。

補欠合格者については、補欠合格者名簿に登載され、職員に欠員が生じると認められる場合には必要に応じて成績順に採用を決定します。補欠合格者名簿は、合格決定の日から1年間有効ですが、名簿に登載された補欠合格者が必ず採用になるとは限りません。

8 給与および勤務時間

(1) 初任給は、日野町条例に基づいて支給されますが、およそ241,200円（地域手当含む）です。ただし、職務経験等がある場合には、一定の基準により加算されます。このほか扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

上記の額は、令和8年4月1日予定のものです。

(2) 勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までですが、勤務場所により異なる場合があります。

9 受験手続きおよび受付期間

(1) 受験の申込み

日野町ホームページ内申込フォーム(<https://logoform.jp/form/VwGF/1348066>)に必要事項を入力してください。



(2) 受験票の交付

受験票は、第1次試験の当日にお渡しします。なお、試験受付時に申込受付完了メールを確認しますので、スマートフォン等の画面を提示いただくか、メール画面を印刷したものを持参してください。

(3) 受付期間

令和7年12月15日（月）8時30分から令和8年1月13日（火）17時15分まで。